

議案第88号

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「償還免除」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等」に、「、違約金及び償還金の支払猶予」を「及び違約金」に、「第13条第1項、令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

付則第3項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。